

# 「大阪府受動喫煙防止対策補助金」

客席面積 $30\text{m}^2$ を超える飲食店は  
「全面禁煙化」「喫煙専用室設置」いずれかの対応をお願いします。



補助金は**2024年度がラストチャンス！！**  
予算には**限り**があります！お急ぎください！

「全面禁煙化」の場合



# 100万円

に対する補助が受けられます。

補助額 経費の3/4(最大75万円)

「喫煙専用室設置」の場合



# 300万円

に対する補助が受けられます。

補助額 経費の3/4(最大225万円)から国の助成金(最大100万円)を控除した額(最大125万円)

申請のご相談については、以下をご利用ください。

詳しくは「大阪府受動喫煙防止対策補助金窓口」(公財)大阪産業局内 よろず支援拠点内まで

# TEL:06-6266-1977

受付日時:平日(月~金)9:00~17:30

※祝日・年末年始(12/29~1/3)は除く

住所:〒541-0053 大阪府中央区本町1-4-5 大阪産業創造館2階



©2014 大阪府もずやん

詳細はHPへ!



URL:<https://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/judokituenhojokin.html>

# 大阪府受動喫煙防止対策補助制度



©2014 大阪府もずやん

2020年4月から

飲食店は  
「原則屋内禁煙」です

健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例により、一部の飲食店を除いて、店内(屋内)は原則禁煙となり、店内でたばこを吸う場合は、専用の喫煙室が必要です。大阪府では「原則屋内禁煙」に取り組む飲食店に対して、独自の補助制度を設けていますので、ご利用をご検討ください。



## 大阪府受動喫煙防止対策 補助制度のご案内

対象者 府内中小規模の飲食店

- <要件>
- ①大阪府内で令和2年4月1日時点で営業している飲食店である
  - ②個人経営または中小企業経営(資本金等5,000万円以下)である
  - ③客席面積が100㎡以下である \*ただし、従業員を雇用しない客席面積が30㎡以下の飲食店を除く

### 対象事業

#### (1)喫煙室設置等事業

補助対象:喫煙室の設置などにかかる経費  
補助額:経費の3/4から国の助成金を控除した額  
補助上限:基準額300万円(補助金125万円)

\*国の補助制度の対象であり、事前に国助成制度の交付決定を受ける必要があります。

#### (2)全面禁煙化事業

補助対象:禁煙化に伴う改装などにかかる経費  
補助額:経費の3/4の額  
補助上限:基準額100万円(補助金75万円)



## 補助対象となる経費

\* (1)(2)は、申請した日の属する年度内に、工事完了、工事事業者への支払等をすべて完了し、翌年度の4月10日までに事業実績報告を行う必要があります。

#### (1)喫煙室設置等事業

- ①飲食店内での喫煙専用室の設置・改修
- ②飲食店内での加熱式たばこ専用喫煙室の設置・改修
- ③飲食店敷地内での閉鎖型の屋外喫煙場所の設置・改修

\* ①②は改正健康増進法で定められた喫煙専用室等の基準に沿った仕様とする必要があります。  
③は「ユニットハウス」や「プレハブ」等、床、及び天井で囲まれた閉鎖系の仕様が補助対象となる仕様です。

補助対象となる費用:①～③の設置改修にかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費など

#### (2)全面禁煙化事業

- ①全面禁煙化にかかる改装等

補助対象となる費用

①にかかる経費のうち、壁紙の張替等の工費、クリーニング費及び客席で用いる備品費など  
ただし、クリーニング費はたばこの汚れ・臭気の除去のためのものに限りです。